

いじめ防止対策を推進するための申し合わせ事項

県・市町村の教育委員会、各学校では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの未然防止や、早期の発見、適切な対応に努めてきたところです。

今回、本県で発生した、東日本大震災で被災した児童・生徒に対するいじめ問題を踏まえ、県・市町村の教育長は、各教育委員会及び学校におけるいじめ防止対策を一層推進するために、次の事項を申し合わせます。

- 1 教育委員会職員及び学校教職員一人ひとりが、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づく適切な対応を改めて徹底する取組みを進めます。
- 2 いじめ防止について、児童・生徒が積極的に関わる取組みを進めます。
- 3 保護者や地域住民に、いじめの定義を周知するなど、いじめ防止への理解を促進する取組みを進めます。
- 4 被災児童・生徒について、見守りや実態把握に努めるとともに、心のケアなど必要な支援に取り組みます。
- 5 東日本大震災や福島第一原子力発電所事故による被災等について、児童・生徒が理解を深め、考えることができるよう取り組みます。

平成 29 年 2 月 9 日

神奈川県教育委員会教育長
神奈川県各市町村教育委員会教育長

いじめ防止対策法に基づく「いじめ防止等のための基本的な方針」の改正案

- 1 けんかやふざけ合いでも、背景を調査していじめに当たるかどうか判断
- 2 「いじめ解消」と判断する条件として、いじめ行為が3か月以上ないこと、被害者が心身の苦痛を感じていないと認められること
- 3 教職員がいじめ情報の報告を怠ることは、いじめ防止対策推進法に「違反し得る」と明記
- 4 「重大事態」の調査に際し、被害者側に丁寧な説明を行うこととしたガイドライン素案を提示